

平成
29年度

国民健康保険料の料率等を改定

国民健康保険年金課賦課係・内線1416

市は、立川市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、平成29年度の国民健康保険料の料率等を改定しました。

●改定の主な内容

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、それぞれ、賦課総額(その年度で賦課すべき金額)を満たす料率等に改定しました(表1)。

市は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進や、糖尿病の重症化予防

など、医療費の適正化を進めています。

また、保険料収納率の向上等による収入の確保を図り、国民健康保険事業の健全な運営と加入者の健康の向上に努めていきます。

平成29年度 国民健康保険料の料率等 表1

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	6.02%	6.38%	2.12%	2.13%	1.50%	1.49%
均等割額	28,700円	30,500円	10,800円	11,100円	13,100円	13,400円
賦課限度額	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円

●7月上旬に納入通知書を郵送

平成29年度の国民健康保険料の納入通知書を7月上旬に世帯主宛て(世帯主以外の世帯員のみが加入している場合も同様)に郵送します。

納入通知書は保険料の額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。お手元に届きましたら、内容の確認をお願いします。

●所得が少ない世帯への均等割の軽減範囲が拡大

世帯主と加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)により、保険料の均等割が軽減されます(表2)。

平成29年度は前年度より2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準が緩和さ

れ、軽減対象範囲が拡大されました。

なお、軽減割合は、前年の所得によって判定されるので、所得がなかった方も申告してください。

所得が少ない世帯への保険料の軽減 表2

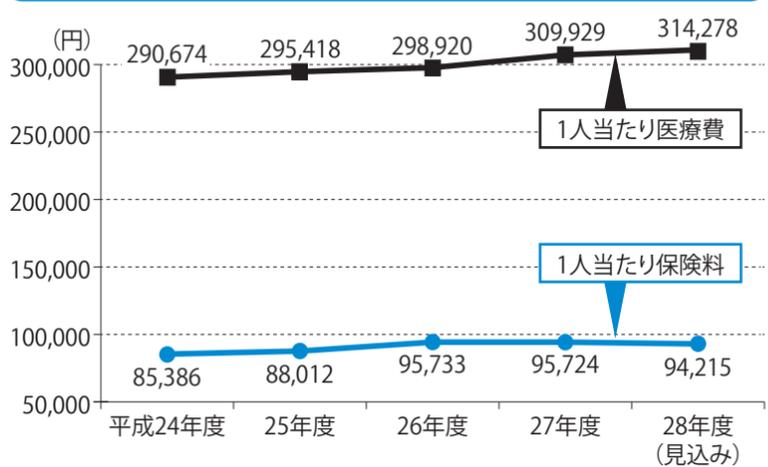
軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
33万円	7割
33万円+(27万円×加入者数) 【平成28年度 33万円+(26.5万円×加入者数)】	5割
33万円+(49万円×加入者数) 【平成28年度 33万円+(48万円×加入者数)】	2割

65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を差し引いた額で軽減判定所得を算定します。

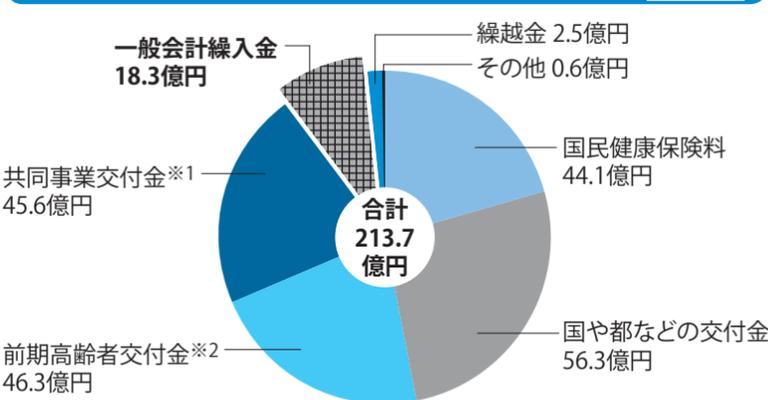
●国民健康保険の財政状況

国民健康保険の1人当たりの医療費は、医療技術の高度化や加入者の高齢化などで、年々増加しています(グラフ1)。しかし、それに見合った保険料収入が確保できず、市の国民健康保険の財政運営は恒常的な財源不足が続いています。この不足を補うため、毎年、市の一般会計から繰入金(税金)を投入することによって制度を維持しています(グラフ2)。

1人当たり医療費と保険料収入の推移 グラフ1



平成27年度 特別会計国民健康保険事業の歳入の内訳 グラフ2



※1 共同事業交付金…保険料の平準化、財政運営の安定化を図るため、都内の区市町村国民健康保険が拠出した額を調整し、再配分した交付金

※2 前期高齢者交付金…65歳～74歳の高齢者の多くが国民健康保険に加入していることから、医療費も国民健康保険が多く負担しているため、その負担の公平性を図ることを目的に社会保険等の間で調整するために交付される交付金

後期高齢者医療制度 保険料の軽減が変更されます

国民健康保険年金課賦課係・内線1406

後期高齢者医療制度[75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)が対象]の平成29年度保険料の料率等は平成28年度からの変更はありません(下記①)。これまで、法律に基づき、所得が一定基準以下の方に対する軽減に加え、特定の条件に

該当する方を対象に、特例としてさらなる軽減を行ってきました。しかし、医療費の増大が見込まれる中、制度を維持していくため、保険料の特例軽減が見直されました(下記②③)。なお、平成29年度の納入通知書は7月上旬に発送します。

●平成29年度後期高齢者医療保険料

$$\text{① 均等割額 (被保険者1人当たり 42,400円)} + \text{所得割額 (賦課のもととなる所得金額※ × 9.07\%)} = \text{年間保険料額 (上限額は57万円)}$$

●見直された特例軽減

②所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額※	軽減割合	
	平成28年度	平成29年度
15万円以下	100%	70%
20万円以下	75%	45%
58万円以下	50%	20%

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)のことをいいます。

③被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が軽減され、所得割は賦課されません。均等割額の軽減は平成28年度までは9割軽減でしたが、平成29年度は7割軽減となります。なお、低所得による均等割額の軽減(9割、8.5割、5割、2割)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

糖尿病の重症化予防に取り組んでいます

市は、立川市医師会と協力して、糖尿病の重症化予



防に取り組んでいます。糖尿病の重症化によって腎不全になるおそれがある国民健康保険加入者の方を対象に、看護師や保健師などが6か月間にわたって面談や電話による予防指導を行います。

腎不全になると、週3回程度の透析治療が必要になるなど、日常生活に大きな支障をきたします。予防指導を希望する方は、ご相談ください。

国民健康保険年金課医療給付係・内線1399

7月17日(月・祝)、設備点検のため、市図書館全館は臨時休館します。☎中央図書館 ☎(528)6800